

○岡山県警察広聴活動実施要領の制定について(通達)

(平成 14 年 11 月 25 日岡県庁第 70 号警察本部長例規)

改正 平成 15 年 3 月岡県庁第 46 号 平成 30 年 12 月 21 日岡県庁第 414 号
令和 3 年 3 月 24 日岡務第 254 号

各部長
首席監察官
各所属長

広聴活動を効率的かつ適正に実施するため、このたび、別添のとおり岡山県警察広聴活動実施要領を制定したので、適正な運用に努められたい。

別添

岡山県警察広聴活動実施要領

1 目的

この要領は、県民の信頼と協力を得て警察目的を達成するため、県民の建設的な意見、要望等を取り入れ、警察行政に反映させることを目的とする。

2 広聴活動

この要領において「広聴活動」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 警察行政に対する投書、要望、意見及び相談の処理
- (2) 警察懇談会その他の広聴会の開催及び世論調査の実施
- (3) 来訪者及び警察施設の見学者の受付及び案内
- (4) その他広聴に必要な活動の実施

3 職員の心構え

警察職員は自らが広聴活動の実施者であることを自覚し、日常の勤務を通じ、その他あらゆる機会を活用して積極的にその推進に努めるよう心がけなければならない。

4 広聴活動の総合的推進

- (1) 警務部長は、県警察における広聴活動の総合的な企画及び調整を行うものとする。
- (2) 警務部県民広報課長(以下「県民広報課長」という。)は、広聴活動の全般的な企画推進及び連絡調整を行うものとする。
- (3) 主管課長は、各部における広聴活動のうち重要な事項について総合的な調整を行うものとする。
- (4) 所属長は、社会情勢に適応した積極的かつ効果的な広聴活動の推進に努めるものとする。

なお、広聴活動を円滑に運営するため、所属に広聴事務担当者を置き、次長(副署長、副隊長及び副校長を含む。)をもってこれに充てる。

5 広聴活動の推進

広聴活動の実施に当たっては、次の事項に留意し、積極的な推進に努めるものとする。

- (1) 所属長は、警察職員が日常業務を通じて入手した住民等からの意見及び要望を効果的に取り入れて警察行政に組織的に反映すること。
- (2) 警察に対する投書(報道機関に対する投書等を含む。)、要望、意見及び相談は、その事項を所管する所属長が県民広報課長と協議の上、速やかに処理すること。この場合において、内容が重要なものについては警察本部長(以下「本部長」という。)の決裁を受けて処理すること。
- (3) 警察が行う各種の広聴会、会議等については可能な限り上級幹部が出席し、出席者からの意見、要望等を十分把握するように努めること。この場合において、回答を要するもので即答できるものについてはその場で回答し、即答できないものについては、関係所属と協議の上、回答する等適切に処理すること。
- (4) 警察職員は、担当する業務と関連のある他の行政機関が行う広聴活動に積極的に参加するよう努めること。

6 広聴資料の収集及び整備

県民広報課長は、広聴活動又は警察行政の運営において参考となる資料を積極的に収集し、所属から送付を受けた広聴資料とともに整備して効果的な活用に努めること。

7 報告及び資料の提出

- (1) 所属長は、次の事項については写真及び各種資料を添付して、速やかに本部長に報告するものとする。
 - ア 広聴会、世論調査その他特に重要と認められる広聴活動の実施計画及びその結果
 - イ 警察行政に対する県民の投書、要望、意見及び相談
 - ウ その他広聴上参考となる事項
- (2) 所属長は、広聴活動を実施したときは、その内容((1)アからウまでの事項を除く。)を必要に応じて、本部長に報告するものとする。

8 苦情等の取扱い

警察に対する投書、要望、意見及び相談が、岡山県警察苦情措置要綱(平成18年岡山県警察訓令第24号)に定める苦情に該当し、若しくは苦情に発展するおそれがある場合又は岡山県警察安全相談事務取扱要領の制定について(通達)(平成14年11月25日岡県応第69号例規)に定める警察安全相談に該当する場合は、速やかに所要の手続を執らなければならない。

9 警察施設の見学

- (1) 県民広報課長は、警察施設に対する見学の申込みを受けたときは、必要事項を確認の上、速やかに関係所属と連絡をとって所要の調整を行い、その結果を申込者に連絡すること。

- (2) 所属長は、所属施設に対する見学の申込みを受けたときは、必要事項を確認の上、速やかに所要の調整を行い、その結果を申込者に連絡すること。
- (3) 警察施設の見学申込みに対しては、業務に支障がある等の理由がある場合を除いては、可能な限りこれに応じること。